

後見DE貢献

発行1周年～IKUKOのつばやき～



All For One

2021年3月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

庭の梅が厳しい寒さと春の訪れ、双方を感じさせてくれています。
緊急事態宣言が継続されましたが、コロナ騒ぎから1年でやっとワクチン接種の話題が飛び込み、ようやく出口が見えてきたでしょうか。

さて、後見DE貢献も創刊から1周年を迎えました。
継続は力なり、とはよく言ったものです。私の事務所では後見業務をチームで行っていますが、このニュースレター作りはすっかりルーチン業務となりました。実は後見業務はルーチン業務がほとんどなのです。一方で、ルーチン業務ではないスポットの業務は後見が始まった時や終了する時に予定されていて、それ以外はアンテナを張り巡らして重々注意し、抜け漏れのないようにしています。また、私たちを監督する、司法書士だけで構成されている公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの方で注意を促してくれるシステムも構築されていて、利用がマストになっています。

知らなかったでは済まされない、それは保護すべきご本人の人生を背負っているから。
きめ細かな心配りが求められる後見業務は、実にやりがいのあるお仕事と言えると思います。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

成年後見制度と関連する制度について前号からの続きです。



◆成年後見制度利用支援事業

福祉サービスの提供を受けたくても、成年後見制度が利用できないと必要な契約ができない場合があります。経済的理由でこのようなことが無いように費用の全部または一部を助成する等、障害者の権利擁護を図ることを目的とした厚生労働省（障害者総合支援法に基づき、各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つ）の事業です。

この支援事業の利用にはいくつかの条件があります。

- ① 福祉サービスを利用しまたは利用しようとする身寄りのない認知症高齢者や知的障害者等（ただし、認知症高齢者については必須事業ではなく任意事業です）
- ② 市町村長が後見等の審判の申立をする必要がある場合（本人に身寄りがない場合か、あっても音信不通の場合）
※2008年に市町村長申立でなくても支援の対象となりましたが、現在も要件としている市町村長が多いようです。
- ③ 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

◆福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

軽度の認知症のある高齢者の方、知的障害・精神障害のある方のために福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理・書類等の預りサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業です。

こちらの事業を利用する場合は社会福祉協議会との契約を結ぶため、内容について判断し得る能力を有していると認められることが必要となります。また、成年後見制度とは異なりサポート（援助の内容）できる範囲が限られています。

★ ☆ 関連制度についての記事は次回がラストとなります ☆ ★



IKUKO

★LINE公式
アカウント★

を取得しました。
@965ehhek



友だち登録を
ぜひよろしく
お願い致します
(●^o^●)

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



みなさま、YouTube「国松偉公子の相続相談室」やLINE公式アカウントはチェックして頂けましたでしょうか？内容や構成については、今現在もより良いものとなるように試行錯誤中です。緊張して声が上手く出ないこともあります。少しでも相続回りのお悩みのお役に立ちたい工夫し、さらなる進化！を目指しています。ご意見、ご感想などぜひお寄せ下さいね！(^^)!